

広島県告示第八百六十九号

平成十六年広島県告示第七七十二号（証紙代金収納計器の取扱人の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年十一月一日から施行する。

平成二十年十月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

表中 「広〇二一」を「広〇二七」に改める。
「広〇二四」 「広〇二八」